

2012年9月13日

社団法人日本ネットワークインフォメーションセンター

## ご意見募集における主なご意見と回答およびコメントについて

### はじめに

JP ドメイン名の公共性の担保における JPNIC が行う評価の客観性向上関連のご意見募集を行った結果、21 件の意見が提出されました。多数のご意見をありがとうございました。当センターの今後の参考にさせていただきます。

JPNIC では、ご意見募集の要領に記載した通り、寄せられたご意見のうち主なご意見については、移管契約第 13 条検討委員会（以下、13 条検討委員会）の議論に付した上で、項目ごとにまとめて回答と共に公表します。

### 主なご意見のとりまとめおよびそれに対する回答

項目毎に分類した「主なご意見」、およびそれに対する JPNIC からの回答を記載しました。

※ご意見のとりまとめ／整理の考え方は次によります。

○意見募集の対象である「評価基準」「人選基準」に対するご意見

⇒主なご意見に対しては、項目毎にまとめて回答を行います。

○意見募集の対象ではないが、「全体の枠組み」などに対するご意見

⇒主なご意見に対して、コメントをします。

#### I. 評価基準（全体）

主なご意見：

1 基準案に賛成／基準案は妥当な内容である。

回答： 案の内容にご賛同いただいたものと認識します。

主なご意見：

2 JP ドメイン名は、JPRS 自らによる評価、利用者による評価、移管契約による評価を受けていると考えるが、企業としては、自らによる評価と利用者による評価に基づく自立性を重視すべきであり、移管契約による評価が過度にならぬように JPNIC は留意すべき。

回答： 評価項目と評価基準は、従来から行ってきた JPNIC による JPRS の責任事項の遂行評価を客観的に行うために設けるものでありますが、その検討においては、ご指

摘の「JPRS 自らによる評価、利用者による評価、移管契約による評価」という観点も考慮しております。つまり、「JPRS 自らによる評価、利用者による評価、移管契約による評価」が全体として適切な評価となるように配慮しつつ「移管契約による評価」のための評価項目と評価基準を具体的に定めていくこととしています。

## I. 評価基準第 13 条 1 項（停止時間）

### 主なご意見：

#### 3 評価基準そのもの

- 3.1 評価項目の基準の根拠が明確でない。
- 3.2 13 条 1 項（インターネットコミュニティの発展の寄与について）の評価基準項目は停止時間よりもふさわしいものがあるはず。例えば社内統制的な項目などを追加してはどうか。
- 3.3 停止時間ではなくシステム監査や IT サービスマネジメントシステム (ITSMS) 適合性評価などの既存の基準を利用した方がコストがかからずユーザーメリットとなるのではないか。

**回答：** JPRS の業務、とくに DNS を含むレジストリシステムを継続的、かつ、安定的に運用することは、最優先/最大限の使命であり、それを全うすることでインターネットコミュニティの健全な発展に資すると考えています。その観点から、自律分散システムであるインターネットの発展を支えてきた重要なサービスであるレジストリデータベース/JP DNS/WHOIS の可用性をその評価項目/評価基準として選択しました。

また、ICANN と JPRS とのスポンサ契約<sup>1</sup> 4.1 において、合理的かつ最善の経済的努力のもと委任された ccTLD のプライマリおよびセカンダリ・ネームサーバを、安定的かつ安全に運用・維持させることが JPRS の責務とされております。

### 主なご意見：

#### 4 システム全体/DNS の停止時間

- 4.1 複数台運用されている DNS の機能が年間を通じ停止しない仕組みを備えているかの検証が必要であり、年 8 時間の停止を許容する基準案はおかしい。
- 4.2 DNS はインターネットの基本であり、短い時間であっても、サービスが停止す

---

<sup>1</sup> 英文：(ICANN サイト掲載)

<http://www.icann.org/en/about/agreements/ctlds/jp/sponsorship-agmt-27feb02-en.htm>  
(JPRS サイト掲載) [http://jprs.co.jp/doc/redelegation/sponsorship2\\_e.html](http://jprs.co.jp/doc/redelegation/sponsorship2_e.html)

日本語訳：[http://jprs.co.jp/doc/redelegation/sponsorship2\\_j.html](http://jprs.co.jp/doc/redelegation/sponsorship2_j.html)

ることは大きな影響を与えるため、全機能が停止する危険性がどの程度あるのか正しく分析されており、対策がどう採られているかを検証する「停止しないシステム」作りを基準案に入れて欲しい。

- 4.3 停止時間の基準が厳しすぎる。それがコストに反映されれば、.JP の競争力を失わせる。
- 4.4 データベースの事故時の復旧と確認を考えると評価基準は短すぎる。
- 4.5 停止の定義が不明確であり、システム全体の停止時間ではなく、サービスレベル合意(SLA)において用いられるサービス稼働率を基準にしたほうが望ましい。
- 4.6 DNS に関して、JP DNS だけでなく、DNS 全体を論ずるべき。
- 4.7 項目 1-2 の対象が不明瞭なので、「対応する IP アドレスの全てについて名前解決が提供できない時間が年間 8 時間以内」とすべき。
- 4.8 評価基準の数値に参照元はあるのか。
- 4.9 数値目標を挙げる方法では数値が一人歩きする虞がある。

**回答：** 定常的・一般的な環境におけるシステムの可用性を示す指標として、SLA を用いることは広く行われていますが、インターネットの基盤としてのドメイン名の管理においては緊急時または災害時における運用についての観点も考慮する必要があります。

例えば、gTLD の契約書では SLA を規定しており、新 gTLD の仕様書では DNS やレジストリデータベースなど機能の重大な停止を判断する緊急時閾値が規定されています。(この値を越えた場合、ICANN は、一時的に ICANN の提供する緊急時オペレーション部門に業務を緊急移管し、改善されない場合、契約を終了するという一連の手続きがとられると規定されています。)

<参照先>

.com <<http://www.icann.org/en/about/agreements/registries/verisign/appendix-10-01mar06-en.htm>>

.net <<http://www.icann.org/en/about/agreements/registries/net/appendix-10-01jul11-en.htm>>

新gTLD <<http://newgtlds.icann.org/en/applicants/agb/base-agreement-specs-11jan12-en.pdf>>

今回の評価項目/評価基準は、平常時及び緊急時を含む運用の安定性に関する指標を示して、違反状態と判定される場合には改善を勧告し、改善が認められない場合は現行レジストリ(JPRS)から別組織への再移管を通知するというものです。

したがって、慎重に判断する必要があり、新 gTLD などでの、評価基準を参考にしながら、今回このような、評価基準を採用しました。

**主なご意見：**

**5 災害時想定**

- 5.1 大規模災害発生時は除外すべきだが、明記するかどうかは任せる。
- 5.2 停止させないことは重要だが、不測の事態を想定しておいたほうが良い。
- 5.3 災害時は物資・人的リソースの不足が想定できないので、想定から除外すべき。

**回答：** ご意見を踏まえて、大規模災害時は、除外する方向で検討します。

**主なご意見：**

**6 計測**

- 6.1 JPRS が提示した運用実績によって評価するのは必ずしも妥当ではなく、当該委員会において然るべき計測を行うべき。
- 6.2 JPRS 提出データの裏づけができるよう、第三者による計測が必要。
- 6.3 停止時間の測定は誰が行うのか。

**回答：** JPRS がその運用実績を報告することで JPNIC がデータ収集するのは合理的かつ妥当な方法であると考えます。JPNIC は受領した報告を精査した上で有識者評価委員会に情報提供し、有識者評価委員会が評価を行うこととなります。

**I. 評価基準第 13 条 1 項（評価基準としての適格性）**

**主なご意見：**

**7 第 13 条 1 項の評価基準として提案内容は適格ではないのでは。**

- 7.1 コミュニティの発展の寄与の評価基準がなぜ停止時間の話になるのか不明。
- 7.2 第 4 回 13 条検討委員会の資料 2 において手塚委員の評価基準に対する指摘があるように、「安定性・持続性」は一般的に当然のことであり、これらについては、極論すると評価制度・監査制度等がなくともサービスに影響が出るため、少なくとも外部から簡単に評価できることだと思われる。むしろ表面に出にくい公平性や中立性に対して慎重に評価するべきであり、その点において手塚氏の指摘するように、特に意見募集を行うべきであり、それに基づく評価とのその結果の公表が重要だと考える。  
また、そのためには十分な情報公開が必須であると考えます。  
その意味でも、同 4 回会合の桑子委員の意見にあるように評価項目が少ないと思われる。

**回答：** 本項において、JPRS の責任となる事項は「本件業務（＝JP ドメイン名登録管理業務）を運営する」ことであり、その際、株式会社としての営利追求を目的とする

ことに加えて、「日本のインターネットコミュニティの健全な発展に寄与する」と「世界のインターネットコミュニティの発展にも資する」ことも目的とするように運営することが求められています。

これは、JPRS が「本件業務が公共性を持つことを認識して」運営するからですが、本項は JPRS に「公共性の名の下に様々な義務を課する」ことを意図しているものではありません。

こうした観点から、本項における評価項目と評価基準については、本件業務を安定的・継続的に運営することを主眼に、自律分散システムであるインターネットのために DNS やレジストリデータベース等の稼働を継続する可用性の確保を採りあげることが適切と考えられます。

一方、ドメイン名の管理業務はインターネット資源管理の基本である一意性の保証を伴うものであり、本件業務の公共性を考慮すると公平性・中立性に十分な配慮をする必要があります。

このため、JPRS では JP ドメイン名諮問委員会を設置して、JP ドメイン名の登録管理に関する公平性・中立性を保つための取り組みに努めています。また、現在のドメイン名の市場では様々なドメイン名が利用可能であり、ユーザーは品質や価格を含む自らのニーズに合致する選択を行うことができるため、公平性・中立性が問題となる事業者は競争的市場環境において評価される状況にあります。

さらに、今回の評価項目/評価基準においては、客観的に判定が可能な項目とすることとし、抽象的な表現による曖昧な基準は採用しない考えです。

以上の点から、第 13 条 1 項に係わる評価項目/評価基準としては、停止時間を指標とする可用性を採りあげることとし、公平性・中立性については第 13 条 2 項（ドメイン名諮問委員会の開催と実績）及び第 13 条 4 項（JP ドメイン名紛争処理方針の運用）の評価項目/評価基準に拠るとともに、より広い一般的な意味の公平性・中立性に関しては市場の評価に任せることが妥当と考えます。

## I. 評価基準第 13 条 8 項（ICANN 契約）

### 主なご意見：

- 8 第 13 条 8 項に対する評価項目・基準では、8-1 で「ICANN へ通知していない技術的運用業務の委託が存在しないこと」のみを謳っている。しかし 8 項では、はじめに「受託者となる第三者が ICANN の要求する技術資格を保有することを保証し、」とある。つ

まり、ICANNに「通知した」技術的運用業務の委託であっても、その受託者がICANNの要求する技術資格を保有していなければ、そもそもその受託者に該当業務の委託をしてはならないはずなので、評価項目・基準としては不十分のように思える。

**回答：** JPRSとICANNとのccTLDスポンサ契約において、JPRSがccTLD運用に関する適切な技術能力を確保することが定められており、ICANNへ通知している技術的運用業務の委託先の技術的能力については、JPRSからの通知に伴いICANNによる確認が為されています。

したがって、第13条8項に関する評価項目・基準においては、「ICANNへ通知していない技術的運用業務の委託が存在しないこと」で十分であると考えます。

## II. 人選基準（人選基準自体）

**主なご意見：**

9 人選基準（案）に基本的に賛成。

**回答：** 案の内容にご賛同いただいたものと認識します。

**主なご意見：**

10 人選基準の資質・領域については妥当な内容と評価する。

**回答：** 案の趣旨にご賛同いただいたものと認識します。

**主なご意見：**

11 人選基準に政府が入っていない点は高く評価できる。

**回答：** 案の趣旨にご賛同いただいたものと認識します。

**主なご意見：**

12 委員会は、できるかぎりバランスのとれた委員構成になるよう、（人選基準「2. 候補者を選任する領域」を）以下の条件としてはいかがか。「候補者は以下のいずれかの領域から選任するものとする。」→「候補者は以下の領域からあまねく選任するものとする。」

**回答：** 13条委員会で具体的な候補者を人選するに際しては、資質と領域を組み合わせたとバランスを考慮して検討し、特定の領域に偏ることなくあまねく各領域からの委員委嘱を目指します。

主なご意見：

13 人選基準では、各分野 1 名程度（合計 5 名）しか委員が存在せず、複数の視点による審理が十分尽くされないため、最低でも 10 名程度を確保すべき。

回答： 客観的基準に基づく責任履行状況の判定という観点からは、大人数による吟味の必要性は薄いことから、定員を 5 名としています。なお、前項の「領域からあまねく」とあわせ、複数の視点からの検討を心がけます。

主なご意見：

14 公表されている基準では適切な人材であるかの評価は難しい。

回答： 人選基準案で示した基準は、有識者評価委員に求められる資質、領域を示したもので、13 条検討委員会が有識者評価委員の候補者を選定するために有効に機能すると考えます。13 条検討委員会から有識者評価委員候補者の推薦を受けた JPNIC 理事会は、人選基準に照らした資質があるかどうか、評価委員全体のバランスはどうか、などを考慮して、最終的な人選を行います。

主なご意見：

15 客観的な評価基準を用いるなら、「有識者」に限らなくてもよい。

回答： 人選基準については、評価基準による判定を行うのに必要な資質を備えているとともに、広い視野と優れた識見を有する委員を選任する目的で設定しています。

評価基準はできる限り客観的に定めることとしますが、評価・判定の背景や JPRS の業務運営とインターネットを取り巻く現状の正しい理解などが要求され、かつ利害関係者を除いていることから、有識者をお願いする方向で考えています。

主なご意見：

16 「公的機関」とは何を指すのか曖昧。

回答： 利用者領域の「公的機関」とは、利用者を代表する公益法人などの団体を想定しています。

## II. 人選基準（除外対象）

主なご意見：

17 JPRS 指定事業者を除外すると、ドメイン名に技術的な知見のある人、または実務が分かる人が除外される。または JPRS の正しい指導に結びつかない。

回答： 指定事業者を除外したとしても、本件に関して知見のある有識者であれば、適切な評価は可能と考えます。

主なご意見：

18 JPRS 指定事業者を除外することはビジネス的な利害関係の観点から評価できる。

回答： 案の趣旨にご賛同いただいたものと認識します。

主なご意見：

19 「JPRS の株主である者」は責任者だけでなく、当該組織の役員・従業員にも適用すべき

回答： 人選の際の参考にさせていただきます。

主なご意見：

20 役員には社外役員を含めることを希望。さらに、顧問・受託研究などの一般的な商業活動のための契約でない契約関係にあるものも除外すべき。

回答： 人選の際の参考にさせていただきます。

主なご意見：

21 除外対象者に政府（の職員）も含まれることを確認したい。

回答： 政府の職員については、除外対象に含まれます。

## その他のご意見に対するコメント

### III. その他（検討自体）

主なご意見：

22 JPRS はこれまで大きな事故なしに健闘してきた、優れたレジストリである。

コメント：

これまでの JPRS の運営を評価するコメントと認識します。JPNIC は本検討などを通じて、引き続き JP ドメイン名の良好な運営に寄与して参ります。

主なご意見：

23 有識者評価委員会自体のあり方

23.1 有識者評価委員会には 2 年程度の時限を設け、その後は JPNIC 理事会小委員会

の設置などとするべき

- 23.2 有識者評価委員会に丸投げではいけない。JPNIC 理事会が責任を持って JPRS を評価する体制整備が必要
- 23.3 有識者評価委員会は設置せず理事会が評価すればよい
- 23.4 JPNIC が JPRS の監査を定期的に行い、結果を公開・広報すれば有識者委員会が必要とは思えない

**コメント：**

客観的指標によって JPNIC 理事会が JPRS の責任事項履行状況を確認することでも一定の客観性が得られると考えられますが、JPNIC に対して第三者である有識者委員会がこれに当たることで一層の客観性を得ることを目指すものです。

JPNIC による JPRS の監視状況に関する情報の公開については、有識者評価委員会の判定を含めて積極的に対応していく考えです。

**主なご意見：**

**24 日本インターネットドメイン名協議会（以下協議会）関連**

**24.1 JPNIC が本意見募集開始時に行った説明**

「なお、2010 年、日本インターネットドメイン名協議会が、日本における IDN ccTLD 「.日本」の管理運営事業者として JPRS を選定し、その後の検討を経て、「.日本」ドメイン名における公共性の担保と監視について、既に JP ドメイン名の公共性担保の実績がある JPNIC に任されることになりました。したがって、「.日本」のサービスが提供されることとなった場合には、今回の「.JP」の検討結果としての移管契約第 13 条の各項目に関する評価基準及び有識者評価委員会の仕組みを適用する予定です。」

と、協議会解散時の説明《協議会において「.日本」の監督の仕組みを検討する過程で、総務省と JPNIC の協議による「JP ドメイン名の公共性の担保のスキームの方向性」が提示されました。そこでは、第三者委員会が、JPNIC の報告を通じて JPRS のパフォーマンスを外部から評価することになっています。》とは整合していない。

- 24.2 「監督スキーム」が総務省と JPNIC の合意のもとに、協議会に提示され、協議会においても議論を重ね承認された経緯があり、その経緯を元に合意された「第三者委員会」について、今回 13 条検討委員会が「有識者評価委員会」と名称変更することは、協議会での合意に反するため容認できない。

**コメント：**

協議会は、「.日本」の管理運営事業者の公共性の担保に関して、既に JPNIC において 10 年の実績がある JP ドメイン名の公共性の担保の仕組みを利用するように

JPNIC に依頼を行った上で解散しました。一方で、今回 JPNIC が行っている検討は「JP ドメイン名移管契約に基づく評価の客観性を向上するため」に「.日本」の導入とは別に自主的に行っているものであります。したがって、「.日本」がサービスとして導入されることが決まる場合も、必要があれば JPNIC が評価項目と評価基準に関する見直しを検討することになります。

JPNIC は、協議会解散前の 2011 年 9 月 8 日に「JP ドメイン名登録管理業務移管契約第 13 条を検討する委員会の設置について」を公開しており、今回の検討はその内容に沿ったものになっています。

<参照先>

<http://www.nic.ad.jp/ja/topics/2011/20110908-01.html>

第三者評価委員会を有識者評価委員会と名称を変えたことに関しては、意見募集の案内文にもあるとおり、評価委員会の性質をよりの確に示すために変えたものであり、この評価委員会の性質や機能（JPRS の責任履行状況を評価基準に従って検討し、評価結果を JPNIC 理事会に具申する）の変更を伴うものでは一切ありません。

#### 主なご意見：

##### 25 JPNIC による JPRS の監視

- 25.1 JPRS の監視強化に対する否定的な意見 - コストアップ回避のためおよび競争力維持の観点から、過度の介入を避けるべき。TLD 間競争激化の中「公共性」という言葉で過度に束縛すべきでない。品質向上しやすい基準にとどめ、評価は市場に任せるべき。過度の評価による規制を廃して中長期的な観点で仕組みを作るべき。
- 25.2 なぜこのような見直しが必要なのかという、問題意識の共有なしに意見募集をされても、適切なコメントができない。
- 25.3 今後、JPRS の民間資本が担保・保証できないような問題点があるとすれば、今回の見直しで問題点を抽出・指摘すべき。
- 25.4 現在の監視体制はこれまでうまく機能していたように見える。

#### コメント：

この検討は、JPNIC による JP ドメイン名の公共性の担保に関して、今までも行ってきた JPRS の責任事項の履行状況の評価に関して、客観性を向上しようとするものです。JP ドメイン名に関する JPRS による業務運営は特段の問題もなく安定的に行われてきており、JPNIC として JPRS の監視や規制を強化するものではありません。

評価基準による評価を導入するにあたっては JPRS に特別の負担を強いるものでなく、コスト増加による経営の圧迫やサービス価格の上昇を招く懸念もないと考えています。

この検討の背景に関しては、意見募集案内文に示した通りです。

#### 主なご意見：

##### 26 公共性担保自体のあり方

- 26.1 今このような枠組みを追加することはユーザーメリットがなくコストが増えるだけなので枠組み自体に反対。インターネット全体を考えると、JPNIC は他にやるべきことがあるのではないかと。
- 26.2 ドメイン名の公共性とは何なのか。JP だけを規制することは衰弱につながるのではないかと。JPNIC がインターネットを真に考える組織なら違う議論をすべき。
- 26.3 JPRS は DNS に関しては国内で最も信頼される会社になった一方、JPNIC は外圧で動いているようにしか見えない。委員会は必要なく市場に任せるべき。

#### コメント：

本意見募集は、JPNIC が担う公共性の担保の仕組み自体に関する意見を募集したものではありません。さらに JP ドメイン名に関する JPRS による業務運営は特段の問題もなく安定的に行われてきており、JPNIC として JPRS の監視や規制を強化するものではありません。

評価基準による評価を導入するにあたっては JPRS に特別の負担を強いるものでなく、コスト増加による経営の圧迫やサービス価格の上昇を招く懸念もないと考えています。

### III. その他（適用対象）

#### 主なご意見：

##### 27 適用対象

- 27.1 JPNIC 自身を含む JPRS 以外の他のサービス事業者にも適用してもらいたい。  
JPRS だけに適用するくらいなら、市場原理に任せるべき。
- 27.2 JPRS だけに規制強化をすると費用が JP ドメイン名ユーザーに転嫁される。
- 27.3 評価機関が必要ならば、新 gTLD レジストリとの兼ね合いも検討する必要がある。

#### コメント：

JPNIC は広くインターネットの発展に資する活動を推進しておりますが、今回の検討では JP ドメイン名移管契約に係わる JPRS の責任事項履行状況の評価の客観性向

上に限定しておりますので、JPRS 以外の事業者や新 gTLD サービスへの適用については検討の範囲外です。

評価基準による評価を導入するにあたっては JPRS に特別の負担を強いるものでなく、逆に基準が明文化されることで解決しなければならない課題が明確になりこれまでより計画的・効率的に対処できることから、コスト増加による経営の圧迫やサービス価格の上昇を招く懸念もないと考えています。

### III. その他（評価対象）

#### 主なご意見：

28 評価基準案は、移管契約の中で JPRS の行動を規定した第 13 条の範囲で策定されており、根拠とする条項の対象範囲としての的確である。

#### コメント：

案の趣旨にご賛同いただいたものと認識します。

#### 主なご意見：

29 評価対象は公共性の担保の仕組み自体とすべきであり、移管契約第 13 条 3 項及び第 14 条を含めるべき。これができないのなら、JPNIC の適正性の評価を行う機関が別途必要。

#### コメント：

今回の検討は、JP ドメイン名移管契約に係わる JPRS の責任事項履行状況に関する JPNIC による評価の客観性向上を目的としています。これは 2011 年 9 月 8 日に公開した「JP ドメイン名登録管理業務移管契約第 13 条を検討する委員会の設置について」に沿って検討を進めてきた結果です。

そもそも JPNIC は、公益的な事業を行う法人として、組織運営においては公正でオープンな運営を行ってきています。さらに、これまでの実績として JPRS の責任事項履行状況については JP ドメイン名登録管理業務移管契約の締結以降の 10 年間に亘って重大な問題は発生していません。

以上のことから、公共性の担保の仕組み自体を評価する必要はないと考えており、今回の検討においては、第 13 条 3 項及び第 14 条を検討の対象外としました。また、JPNIC の適正性の評価を行う機関の設置も必要がないと考えます。

なお、移管契約第 13 条第 3 項および第 14 条における公共性の担保の仕組み自体や JPNIC の適正性について、政府と ICANN のいずれからも見直しの必要性に関する特段の指摘を受けておらず、国内を中心とするインターネットコミュニティの多数の意見として具体的な問題点の指摘や改善の要請はいただいておりません。

### Ⅲ. その他（提出元の公開）

#### 主なご意見

30 本意見募集で提出された意見について、非開示を望む旨明記されていない限り、提出元を公開すべき。

#### コメント：

今回のパブリックコメントについては、率直な意見を寄せていただくために、組織名・個人名を非公開にさせていただきました。

#### 終わりに

本回答は、現時点での JPNIC としての考えを整理したものです。今後、13 条検討委員会では、今回のお寄せいただいたご意見も参考にしつつ、答申に向けて更なる検討が進められる予定であり、答申案には追加の意見や修正を盛り込むこともあり得ます。

今回、移管契約第 13 条の各項目に関する評価基準（案）、有識者評価委員会委員に関する人選基準（案）に関するご意見を頂きましたが、運用の具体策や評価指標の収集、確認の方法などの実施要領などについては、今後さらに検討してまいります。

また、有識者評価委員会による評価結果は、運用実績の数値も含め公開する予定です。

以上